

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法	法令の番号	昭和22年法律第26号
許認可等の種類	私立高等学校等の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可	根拠条項	第4条
審査基準	<p>私立の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の設置及び収容定員の変更に係る学則の認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p> <p>第1 学校の設置認可 学校の設置認可については、次の基準により審査する。</p> <p>1 立地条件について 新たに設置される学校の立地条件は、学校教育を行うのに適切であり、その役割を十分果たすことが期待されるものでなければならない。</p> <p>2 施設及び設備について （1） 施設及び設備は、国の定める設置基準及び法令の定める基準に適合するものでなければならない。 （2） 校舎は、同一敷地内又はその隣接地になければならない。 （3） 運動場は、校舎と同一の敷地内又はその隣接地になければならない。 （4） 教育上必要な施設及び設備は、開校時まで支障のないように完成されていなければならない。 （5） 校地・校舎等の施設は、負担付き（担保に供されている等）又は借用のものであってはならない。ただし、次に掲げる場合で、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 所有する校地・校舎等の施設が、日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものである場合 借用する校地・校舎等の施設が、国又は地方公共団体の所有地（物）で、20年以上使用できる保証がある場合 借用する校地・校舎等の施設が、民間の所有地（物）で、20年以上使用できる保証があり、校地・校舎を自己所有している場合と同等の学校経営の安定性・継続性が確認できる場合 （6） 設備は、借用のものであってはならない。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 （7） 新たに設置される学校が、他の学校と同一敷地内又は隣接地に併設される場合は、教育上支障がない範囲で他の学校との施設及び設備等の共用を認めるものとする。</p>		
	受付機関	法務私学課	処理機関
		交付機関	法務私学課
		標準処理期間	90日
		標準経由期間	日
		整理番号	10～1

審 査 基 準 (公 表 用)

所属部(局)・課(室) 総務部法務私学課(私立中高・専修学校支援室)

法 令 名	学校教育法			法 令 の 番 号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立高等学校等の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可			根 拠 条 項	第4条		
審 査 基 準	<p>3 資金等について</p> <p>(1) 新たに設置される学校の施設及び設備の取得に係る資金は、全額、新たに学校を設置しようとするものの自己資金を原則とし、かつ、申請時において、当該資金が収納されていることを原則とする。 ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の条件を満たす場合においては、当該資金の合計額の3分の1を限度として借入金を認める。 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付又は融資による負債であること。 負債に係る償還計画が適正、かつ、実行可能なものであること。</p> <p>(2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。</p> <p>(3) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等にかかる請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(4) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>(5) 設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、学校等を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。なお、この場合において、第1の3(3)及び(4)を準用する。</p> <p>(6) 学校の完成年度までの各年度の経常経費の財源は、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充ててはならない。</p> <p>4 校長等について</p> <p>(1) 校長は、学校教育法等法令に定める条件を満たし、かつ、他の学校の校長を2以上兼ねていない者でなければならない。 ただし、同一敷地内または隣接地にある併設校の兼任である場合、若しくは特別の事情があり、教育上及び校長の職務に支障のないことが認められる場合は、例外を認めるものとする。</p> <p>(2) 事務長は、その職務に専念できる者でなければならない。</p>						
	受付 機関	法務私学課	処理 機関	法務私学課	交付 機関	法務私学課	標準処理期間 90 日
						標準経由期間 日	

審 査 基 準 (公 表 用)

所属部(局)・課(室) 総務部法務私学課(私立中高・専修学校支援室)

法 令 名	学校教育法				法 令 の 番 号	昭和22年法律第26号				
許認可等の種類	私立高等学校等の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可				根 拠 条 項	第4条				
審 査 基 準	<p>第2 学校の収容定員の変更に係る学則変更認可</p> <p>1 学校の収容定員の変更に係る学則変更の認可に当たっては、学校教育法施行規則第5条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、収容定員の変更が教育の目的を達成するために有益かつ適切なものであるかを、学校運営及び学校教育に及ぼす影響等に配慮し、総合的に判断する。</p> <p>2 なお、立地条件、施設及び設備等についての審査の基準については、第1(学校の設置認可)を準用する。 ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りではない。</p>									
	受付 機関	法務私学課	処理 機関	法務私学課	交付 機関	法務私学課	標準処理期間	90	日	整理 番号
							標準経由期間	日		